

令和3年5月21日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10 4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10 4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福 691）」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年5月21日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

別添第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領
1 様式

省庁名	令和	年度分
報告数	40歳以上 人	36歳以上40歳未満 人
	35歳 人	人

(その1) 健康診断の受診人員等

健康診断項目	受診者数		受診者数		指導区分及び事後措置	
	対象者数	実人員数	精検者数	精検者数	1 要医療	2 要観察
肺がん胸部エックス線検査	()	()	()	()	1 要医療	A 休職又は 休職
結核胸部エックス線検査	()	()	()	()	2 要観察	A 休職又は 休職
喀痰細胞診	()	()	()	()		B 勤務又は かつ勤務の 影響の程度
血圧測定	()	()	()	()		C 勤務時間 外勤務 制限
血糖検査	()	()	()	()		
尿検査(蛋白)	()	()	()	()		
尿検査(糖)	()	()	()	()		
心電図検査	()	()	()	()		
LDLコレステロール検査	()	()	()	()		
HDLコレステロール検査	()	()	()	()		
中性脂肪検査	()	()	()	()		
貧血検査	()	()	()	()		
胃部エックス線検査	()	()	()	()		
胃内視鏡検査	()	()	()	()		
肝臓総検査	()	()	()	()		
唾潜血反応検査	()	()	()	()		

一般定期健康診断の所要総費	円
職員労務費	円
労務・その他総費	円
個人負担総費	円

(別添)

改正後

別添第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領
1 様式

省庁名	令和	年度分
報告数	40歳以上 人	36歳以上40歳未満 人
	35歳 人	人

(その1) 健康診断の受診人員等

健康診断項目	対象者数		受診者数		指導区分及び事後措置	
	対象者数	実人員数	精検者数	精検者数	1 要医療	2 要観察
肺がん胸部エックス線検査	()	()	()	()	1 要医療	A 休職又は 休職
結核胸部エックス線検査	()	()	()	()	2 要観察	A 休職又は 休職
喀痰細胞診	()	()	()	()		B 勤務又は かつ勤務の 影響の程度
血圧測定	()	()	()	()		C 勤務時間 外勤務 制限
血糖検査	()	()	()	()		
尿検査(蛋白)	()	()	()	()		
尿検査(糖)	()	()	()	()		
心電図検査	()	()	()	()		
LDLコレステロール検査	()	()	()	()		
HDLコレステロール検査	()	()	()	()		
中性脂肪検査	()	()	()	()		
貧血検査	()	()	()	()		
胃部エックス線検査	()	()	()	()		
胃内視鏡検査	()	()	()	()		
肝臓総検査	()	()	()	()		
唾潜血反応検査	()	()	()	()		

一般定期健康診断の所要総費	円
職員労務費	円
労務・その他総費	円
個人負担総費	円

A 4(210-397)

改正前

Ⅰ 一般の健康診断

(その2)

令和 年度分

項目	健康診断の受診人員、所要経費等		指導区分及び事後措置					
	対象者数	受診実人員	1 要 医療	2 要 観察	A 休 業又は 休暇	B 生活 修正の 面	C 外 勤等 の制限	就業 禁止
第2.1条関係(1)~(8)								
臨時 の健康 診断								
子宮頸がん検診								
乳がん検診								
情報機器健診								
採用時の健康診断								
非常勤職員の健康診断								
総合的な健康診断								
心理的な負担の程度を把握するための検査								

職員の総合的な健康診断の受診状況

4.0歳以上	受診実人員	重複受診実人員
3.0歳以上4.0歳未満	人	人
3.5歳	人	人
3.5歳未満	人	人

保健指導の実施状況

4.項目有所員受診	人
-保健指導実数	人
-保健指導実数	人

(別紙)

Ⅰ 一般の健康診断

(その2)

令和 年度分

項目	健康診断の受診人員、所要経費等		指導区分及び事後措置					
	対象者数	受診実人員	1 要 医療	2 要 観察	A 休 業又は 休暇	B 生活 修正の 面	C 外 勤等 の制限	就業 禁止
第2.1条関係(1)~(8)								
臨時 の健康 診断								
子宮頸がん検診								
乳がん検診								
情報機器健診								
採用時の健康診断								
非常勤職員の健康診断								
総合的な健康診断								
心理的な負担の程度を把握するための検査								

職員の総合的な健康診断の受診状況

4.0歳以上	受診実人員	重複受診実人員
3.0歳以上4.0歳未満	人	人
3.5歳	人	人
3.5歳未満	人	人

保健指導の実施状況

4.項目有所員受診	人
-保健指導実数	人
-保健指導実数	人

A.4.(210.297)

II 特別の健康診断

省庁名 _____

令和 _____

年度分 _____

項目	業務別健康診断の受診人員等			指導区分及び事後措置				
	対象者数	受診受診受診受診 実人員延人員者	健康検査数 検査実施数	医療の面 1 専 医 2 専 医 3 専 医 4 専 医 5 専 医 6 専 医 7 専 医 8 専 医 9 専 医 10 専 医 11 専 医 12 専 医	生活修正の面 A 休憩 B 作業又は 働きの調整 C 勤務時間 の制限	就業停止		
特別定期健康診断								
配置前の健康診断								
非常勤職員の健康診断								

特別定期健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
労務・その他経費	円
個人負担経費	円

配置前の健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
労務・その他経費	円
個人負担経費	円

非常勤職員の健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
労務・その他経費	円
個人負担経費	円

(別冊)

II 特別の健康診断

省庁名 _____

令和 _____

年度分 _____

項目	業務別健康診断の受診人員等			指導区分及び事後措置				
	対象者数	受診受診受診受診 実人員延人員者	健康検査数 検査実施数	医療の面 1 専 医 2 専 医 3 専 医 4 専 医 5 専 医 6 専 医 7 専 医 8 専 医 9 専 医 10 専 医 11 専 医 12 専 医	生活修正の面 A 休憩 B 作業又は 働きの調整 C 勤務時間 の制限	就業停止		
特別定期健康診断								
配置前の健康診断								
非常勤職員の健康診断								

特別定期健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
労務・その他経費	円
個人負担経費	円

配置前の健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
労務・その他経費	円
個人負担経費	円

非常勤職員の健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
労務・その他経費	円
個人負担経費	円

2 記入要領

(略)

(一般の健康診断)

(1) (略)

(2) 「受診実人員」の項には、検査の対象者で受診した職員について記入すること。この場合において、「一般定期健康診断」の欄については、規則第22条第2項の規定により規則第20条の健康診断における検査に代えることとした検査を受けた職員(以下「総合健診職員」という。)以外の職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「受診実人員」の項の()内には、対象者以外に受診した職員について外数として記入すること。

(3) 「精密検査対象者数」の項には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に検査が必要と

2 記入要領

(略)

(一般の健康診断)

(1) (略)

(2) 「受診実人員」の項には、検査の対象者で受診した職員について記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「受診実人員」の項の()内には、対象者以外に受診した職員について外数として記入すること。

(3) 「精密検査対象者数」の項には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に検査が必要と

認められた職員の数、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については第22条の4関係第11項に定める要件に該当した職員の数、それぞれ記入すること。この場合において、「一般定期健康診断」の欄については、総合健診職員以外の職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「精密検査対象者数」の項の（ ）内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。

(4) 「精密検査実施数」の項には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に必要と認められる検査を受診した職員の数、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については規則第22条の4第4項に規定する面接指導を受けた職員の数、

認められた職員の数、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については第22条の4関係第11項に定める要件に該当した職員の数、それぞれ記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「精密検査対象者数」の項の（ ）内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。

(4) 「精密検査実施数」の項には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に必要と認められる検査を受診した職員の数、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については規則第22条の4第4項に規定する面接指導を受けた職員の数、

それぞれ記入すること。この場
合において、「一般定期健康診
断」の欄については、総合健診
職員以外の職員の数を該当欄の
左欄に、総合健診職員の数を該
当欄の右欄に記入すること。

なお、「一般定期健康診断」
の「精密検査実施数」の項の（
）内には、(1)の対象者以外の
職員について外数として記入す
ること。

- (5) 「経過観察実施数」の項には
、報告年度内に経過観察のため
、必要な検査を受診した職員の
数を記入すること。この場合に
おいて、「一般定期健康診断」
の欄については、総合健診職員
以外の職員の数を該当欄の左欄
に、総合健診職員の数を該当欄
の右欄に記入すること。

なお、「一般定期健康診断」
の「経過観察実施数」の項の（
）内には、(1)の対象者以外の
職員について外数として記入す
ること。

(6)～(8) (略)

それぞれ記入すること。

なお、「一般定期健康診断」
の「精密検査実施数」の項の（
）内には、(1)の対象者以外の
職員について外数として記入す
ること。

- (5) 「経過観察実施数」の項には
、報告年度内に経過観察のため
、必要な検査を受診した職員の
数を記入すること。

なお、「一般定期健康診断」
の「経過観察実施数」の項の（
）内には、(1)の対象者以外の
職員について外数として記入す
ること。

(6)～(8) (略)

(9) 「非常勤職員の健康診断」の欄には、規則第20条第2項第1号に掲げる一般定期健康診断に関し、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員（国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下この(9)及び(10)において同じ。）及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。この場合において、総合健診職員に相当する非常勤職員以外の非常勤職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員に相当する非常勤職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

なお、（ ）内には、当該健康診断に関し、対象者以外の非常勤職員について外数として記入すること。

(10)～(13) (略)

(特別の健康診断)

(1) 「受診実人員」及び「受診延人員」の項には、検査の対象者

(9) 「非常勤職員の健康診断」の欄には、規則第20条第2項第1号に掲げる一般定期健康診断に関し、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員（国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。(10)において同じ。）及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。

なお、（ ）内には、当該健康診断に関し、これらの非常勤職員以外の非常勤職員について外数として記入すること。

(10)～(13) (略)

(特別の健康診断)

(1) 「受診実人員」及び「受診延人員」の項には、検査の対象者

で受診した職員について記入すること。この場合において、総合健診職員（「受診実人員」の項においては、報告年度内に受診した検査が総合健診の検査のみであった者に限る。以下この(1)において同じ。）以外の職員の数に該当欄の左欄に、総合健診職員の数に該当欄の右欄に記入すること。

(2) 「精密検査対象者数」の項には、各健康診断を受診した結果、更に検査が必要と認められた職員の数に記入すること。この場合において、総合健診職員以外の職員の数に該当欄の左欄に、総合健診職員の数に該当欄の右欄に記入すること。

(3) 「精密検査実施数」の項には、各健康診断を受診した結果、更に必要と認められる検査を受診した職員の数に記入すること。この場合において、総合健診職員以外の職員の数に該当欄の左欄に、総合健診職員の数に該当欄の右欄に記入すること。

で受診した職員について記入すること。

(新設)

(新設)

(4) 「経過観察実施数」の項には、報告年度内に経過観察のため、必要な検査を受診した職員の数を記入すること。この場合において、総合健診職員以外の職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

(5)～(8) (略)

(指導区分及び事後措置)

(1) (略)

(2) 「医療の面」、「生活規正の面」及び「就業禁止」の項には、それぞれの指導区分及び事後措置に応じて該当欄に記入すること。この場合において、「臨時の健康診断」及び「採用時の健康診断」以外の欄については、規則第22条第2項の規定により規則第20条の健康診断における検査に代えた検査(以下この(2)において「総合健診による検査」という。)以外の検査の結果によって指導区分の決定若しくは変更又は事後措置を受けた職員の数^を該当欄の左欄に

(新設)

(2)～(5) (略)

(指導区分及び事後措置)

(1) (略)

(2) 「医療の面」、「生活規正の面」及び「就業禁止」の項には、それぞれの指導区分及び事後措置に応じて該当欄に記入すること。この場合において、「臨時の健康診断」及び「採用時の健康診断」以外の欄については、規則第22条第2項の規定により職員が総合的な健康診査で受けた検査をもって規則第20条の健康診断における検査に代えたもの(この(2)において「総合健診による検査」という。)以外の検査の結果によって指導区分の決定若しくは変更又は事

<p>、総合健診による検査の結果によって指導区分の決定若しくは変更又は事後措置を受けた職員の数に該当欄の右欄に記入すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>後措置を受けた職員の数に該当欄の左欄に、総合健診による検査の結果によって指導区分の決定若しくは変更又は事後措置を受けた職員の数に該当欄の右欄に記入すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>
---	--

以 上